

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課						
事業名	特定健康診査等事業費補助		担当者電話番号	医療係 078-362-3209						
事業目的	平成20年度から保険者に義務づけられた特定健康診査・保健指導を円滑に実施する。									
事業内容	財政力の低い国民健康保険組合に対して、特定健康診査等に要する経費の一部を補助する。			事業開始年度	平成21年度					
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額				
	事業費	(0千円) 0千円		(9,800千円) 9,800千円		(9,800千円) 9,800千円				
	人件費	0千円	従事人員 0.0人	1,672千円	従事人員 0.2人	1,641千円 0.2人				
	総コスト(+)	0千円	従事人員 0.0人	11,472千円	従事人員 0.0人	11,441千円 0.0人				
事業の目標	補助対象の国保組合における特定健康診査受診率の向上			[目標設定理由] 特定健康診査・保健指導の事業評価指標であるため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H20	H21	H22	
	補助対象の国保組合における特定健康診査受診率	70%	H24	- (0千円)	37% (9,800千円)	50% (9,800千円)	-	52.9	71.4	
評価結果	必要性	市町国保が実施する特定健康診査等に対しては、国・県からそれぞれ補助基準額の1/3相当額の負担金が助成されているが、国保組合に対しては国からの補助金のみであり、平成24年度における目標達成のためには、財政力の特に脆弱な組合に助成を行う必要がある。								
	有効性	今年度の特定健康診査等の事業実績は、前年度に比べて増加(健診受診者H20実績8,024人 H21見込20,561人)の見込みで受診率向上に向けて取り組んでおり、着実に最終目標の達成へと向かっているものと考えられる。								
	効率性	国庫補助事業と連動して事業実施しており、実質的コストは一定である。								
	民間・市町との役割分担	国民健康保険組合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(H20制定)に基づき、医療保険者の義務として自らが事業主体として特定健康診査等を実施することとなっている。								
	受益と負担の適正化	当事業費補助は、実質的公平の観点から財政力の弱い国民健康保険組合に対して行うものであり、著しく不公平な受益は発生しないものと考えられる。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	特定健診受診率の目標達成に向け引き続き事業を継続する。									